

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第8回国際協力機構債券	債券の総額	金15,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金15,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成23年9月15日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年1.554%	払込期日	平成23年9月26日
利払日	毎年3月20日 及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成38年9月18日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成24年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 払込期日の翌日から平成24年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。 		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本債券の元金は、平成38年9月18日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAAAの信用格付を平成23年9月15日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成23年9月15日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
3. 募集の受託会社
 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。
 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成23年9月15日付第8回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
 (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
8. 発行要項の変更
 (1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、

	<p>発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	百万円 7,500	1. 引受人は、 本債券の全額 につき、連帯し て買取引受を 行う。 2. 本債券の引 受手数料は額 面100円につき 金35銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	7,500	
計	—	15,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
15,000 百万円	60 百万円	14,940 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 14,940 百万円は、平成 23 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

債券内容説明書（案）

平成 23 年 8 月 1 日現在

第 8 回国際協力機構債券

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」といいます。）において記載する「第8回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券及び本説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構及び平成20年10月1日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」等に基づき作成しております。

また、旧JBICの財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧JBIC法」といいます。）第40条第1項の規定に基づき、旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第193条の2第1項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本説明書において併記しています。

本説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	2
1. 新規発行債券.....	2
2. 債券の引受け及び債券に関する事務.....	6
3. 新規発行による手取金の使途.....	6
第二部 発行者情報	7
第 1 発行者の概況	8
1. 主要な経営指標等の推移.....	8
2. 沿革.....	10
3. 事業の内容.....	11
3-1. 当機構の概要.....	11
3-2. 当機構の業務内容.....	16
3-3. 当機構の財務.....	25
4. 関係会社の状況.....	31
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	31
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	31
5. 職員の状況.....	33
第 2 事業の状況	34
1. 平成 22 年度の事業概要.....	34
2. 対処すべき課題.....	37
3. 事業等のリスク.....	44
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	49
4-1. 平成 22 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	49
4-2. 平成 21 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	54
4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表（概要）.....	59
4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度民間財務諸表（概要）.....	63
4-5. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について.....	69
5. 経営上の重要な契約等.....	70
第 3 設備の状況	71
1. 設備投資等の概要.....	71
2. 主要な設備の状況（平成 22 年度末）.....	71
3. 設備の新設、除却等の計画.....	71
第 4 発行者の状況	72
1. 資本金残高の推移.....	72
2. 役員の状況（平成 23 年 8 月 1 日現在）.....	73
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	75

第5 経理の状況	77
1. 当機構の財務諸表.....	77
1-1. 平成22事業年度財務諸表.....	78
〔独立監査人の監査報告書〕	78
〔監事意見書〕	81
〔財務諸表〕	84
〔事業報告書〕	207
〔決算報告書〕	236
1-2. 平成21事業年度財務諸表.....	241
〔独立監査人の監査報告書〕	241
〔監事意見書〕	244
〔財務諸表〕	247
〔事業報告書〕	363
〔決算報告書〕	392
1-3. 平成20事業年度財務諸表.....	397
〔独立監査人の監査報告書〕	397
〔監事意見書〕	400
〔財務諸表〕	403
〔事業報告書〕	503
〔決算報告書〕	531
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）	536
2-1. 平成20年度財務諸表.....	537
〔財務諸表〕	537
2-2. 参考情報.....	551
附属明細書（平成20年度）	551
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）	567
3-1. 総括（平成20年度及び平成19年度）	568
〔独立監査人の監査報告書〕	568
〔財務諸表等〕	569
3-2. 国際金融等勘定（平成20年度及び平成19年度）	595
〔独立監査人の監査報告書〕	595
〔財務諸表等〕	596
3-3. 海外経済協力勘定（平成20年度及び平成19年度）	622
〔独立監査人の監査報告書〕	622
〔財務諸表等〕	623
第6 発行者の参考情報	642
1. 発行者の参考情報.....	642
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	643
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	651

注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成22年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）末現在のものです。

注2：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧JBICの財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書26ページをご参照ください。

注3：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注4：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧JBICが融資・出資等について決定することを指しています。

注5：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注6：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注7：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に平成20年10月以降の当機構を「新JICA」と表記する場合があります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト

欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア、ロシア
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘	柄	第8回国際協力機構債券	債券の総額	金●百万円
記名・無記名の別		-	発行価額の総額	金●百万円
各債券の金額		1,000万円	申込期間	平成●年●月●日
発行価格		額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率		年●%	払込期日	平成●年●月●日
利払日		毎年●月●日 及び●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限		平成●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</p>			
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>			
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	その他の条項	該当事項なし		

<p>摘 要</p>	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構はR&IからAAAの信用格付を平成●年●月●日付で取得している。</p> <p>R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（http://www.r-i.co.jp/jpn/）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&I：電話番号 03-3276-3511</p> <p>(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。） 本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成●年●月●日付で取得している。</p> <p>S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。</p> <p>S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。</p> <p>S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。</p> <p>S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要」（http://www.standardandpoors.co.jp/pcr）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>S&P：電話番号 03-4550-8000</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>摘 要</p>	<p>2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>3. 募集の受託会社 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成●年●月●日付第8回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。 (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</p> <p>8. 発行要項の変更 (1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	百万円	未定
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	未定	
計	—	●		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●●●●●百万円	●●●●●百万円	●●●●●百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●●●百万円は、平成 23 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成18年度から平成22年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注1)	平成21年度	平成22年度
経常収益	168,103	153,146	285,126	487,108	491,855
経常費用	162,212	157,900	191,784	296,712	320,787
経常利益又は経常損失(△) ※1	5,891	△4,754	93,342	190,396	171,068
臨時利益	1	7	33	25	3
臨時損失	99	16	67	640	6,981
当期総利益(注2)	5,793	39	93,334	189,971	164,101
資本金 ※2	88,508	83,333	7,474,189	7,601,489	7,705,889
純資産額 ※3	87,071	74,467	8,053,953	8,369,117	8,640,199
総資産額	112,648	106,753	11,177,362	11,311,885	11,384,703
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,156	1,316	△32,408	△127,763	△52,522
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,503	2,306	△75	22,037	△60,498
財務活動によるキャッシュ・フロー	△252	△5,458	83,033	127,054	104,124
資金期末残高	5,192	3,162	57,671	78,635	69,313

(注1) 平成20年10月に国際協力機構(JICA)と国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、平成20年度は25百万円、平成21年度は190百万円、平成22年度は12百万円を計上後の金額であります。

(指標等の説明)

※1 経常利益(又は経常損失) = 経常収益 - 経常費用

※2 資本金 = 政府出資金

※3 純資産額 = 自己資本 = 政府出資金 + 剰余金 + 評価・換算差額等

参考として、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC 海外経済協力勘定の平成 17 年度から平成 20 年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

海外経済協力勘定(旧 JBIC)

(単位：百万円)

決算年月	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (注 2)
経常収益	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	139,402	182,333	9,806
資本金	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計(注 1)	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	-	-	-
総資産額	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額 (%) (注 1)	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計 (%) (注 1)	1.85%	2.31%	0.12%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注 2) 平成 20 年度は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月となっております。

2. 沿革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
昭和 29 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
昭和 36 年 3 月		海外経済協力基金 (OECF) 設立 (日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立)
昭和 37 年 6 月	海外技術協力事業団 (OTCA) 設立	
昭和 38 年 7 月	海外移住事業団 (JEMIS) 設立	
昭和 40 年 4 月	日本青年海外協力隊 (JOCV) : 現青年海外協力隊発足	
昭和 41 年 3 月		OECF 初の円借款供与 (対韓国)
昭和 49 年 8 月	国際協力事業団 (JICA) 設立	
昭和 62 年 9 月	国際緊急援助隊発足	
平成 11 年 10 月		日本輸出入銀行とOECFの統合により、国際協力銀行 (JBIC) 設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 発足	
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
平成 19 年 5 月		円借款供与国数が 100 カ国到達
平成 19 年 6 月	青年海外協力隊、派遣隊員が 3 万人突破	
平成 20 年 10 月	10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務 (現在の有償資金協力) と、外務省の無償資金協力を承継、新 JICA 発足。(旧国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継。)	

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。平成 22 年改正。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

【参考】新 JICA 発足までの経緯

平成 18 年 5 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）成立
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立
平成 20 年 10 月 1 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行 同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務）及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継

当機構の目的としては、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

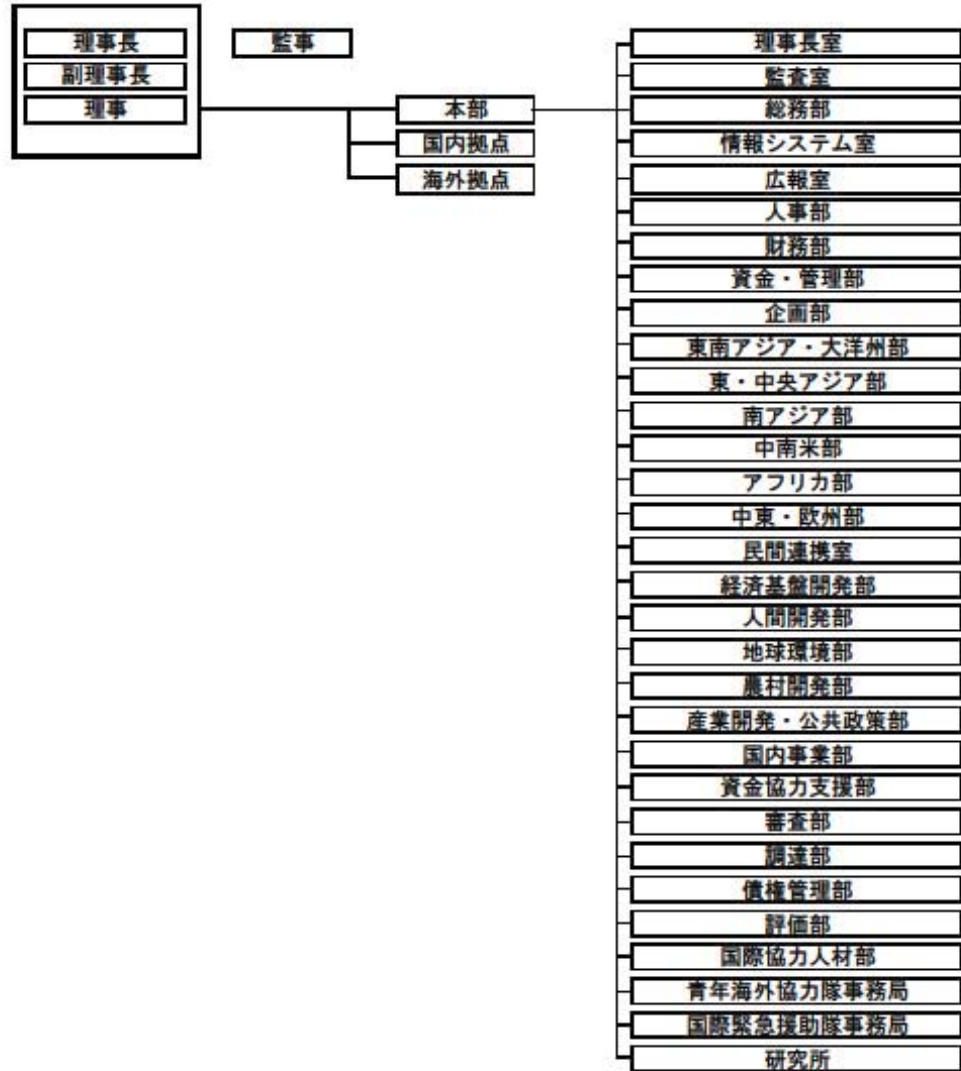
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 23 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,705,889 百万円です。

(3) 組織図（平成 23 年 8 月末現在）



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

- (ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）
- (イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます (JICA 法第 5 条第 2 項)。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。(通則法第 46 条)。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます (通則法第 45 条)。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます (JICA 法第 32 条)。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約をすることができます (JICA 法第 34 条)。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっており (JICA 法第 33 条)。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません (JICA 法第 32 条第 3 項)。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています (通則法第 38 条)。また、有償資金協力勘定においては、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています (JICA 法第 28 条)。当機構は、財務諸表、事業報告書 (会計に関する部分に限る。) 及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています (通則法第 39 条)。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず (通則法第 41 条)、主務大臣により選任されます (通則法第 40 条)。

(5) 民間金融機関との関係 (有償資金協力業務)

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず (JICA 法第 14 条第 1 項)、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合 (同条第 2 項)、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合 (同条第 3 項) に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができるものとされています。

(6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも共同して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくりと発展に協力しています。他ドナーとの関係については、国連機関 (国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP) 等)、国際開発金融機関 (世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、米州開発銀行 (IDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD) など)、及び、二国間援助機関 (米国国際開発庁 (USAID)、英国国際開発省 (DFID)、ドイツ復興金融公庫

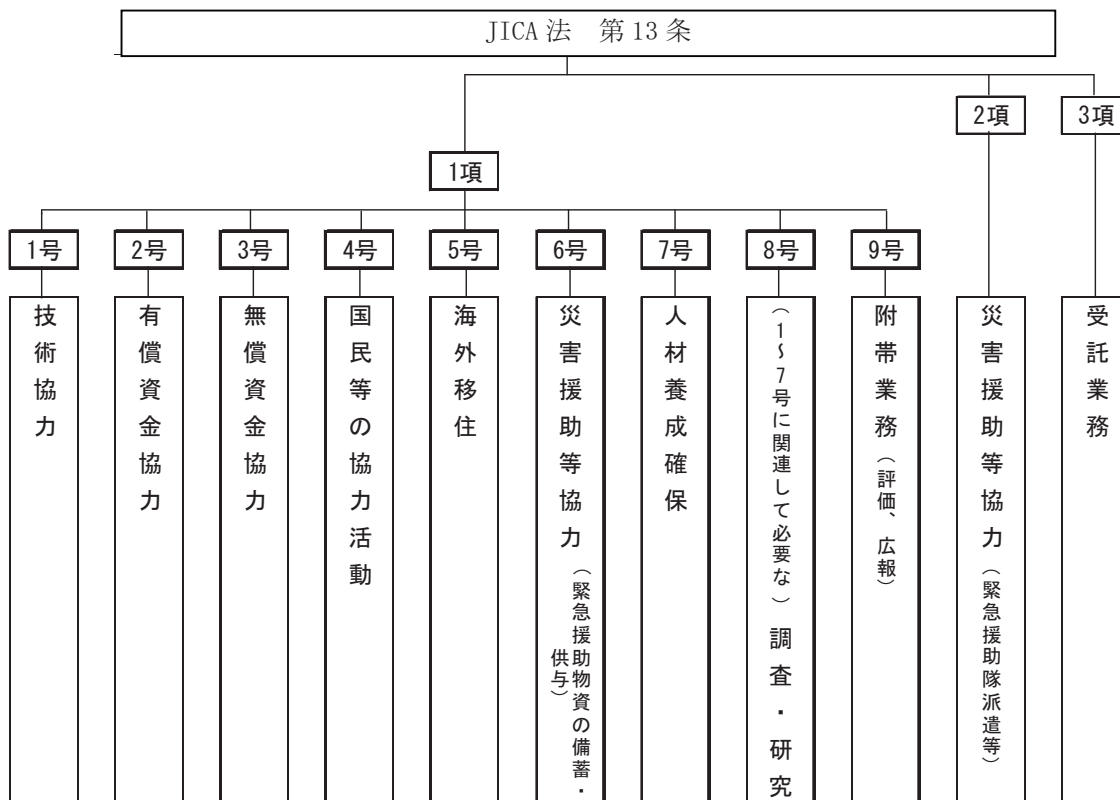
(KfW)、フランス復興庁 (AFD) など) との間で、トップマネジメント・レベル及びスタッフ・レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、より効果的な開発成果の発現と援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発効果をより効率的に発現させることに繋がっています。

当機構は NGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、途上国開発における民間部門のプレゼンスの増大と、CSR 活動等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。平成 20 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を策定・公表しました。ここでは、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指すことを、当機構の民間連携の基本方針としています。そして、周辺環境整備 (企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応 (インフラ整備のみならず、政策・法整備や人材育成を含む))、PPP インフラ支援、その他 CSR 活動や BOP ビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、平成20年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥の通りです。



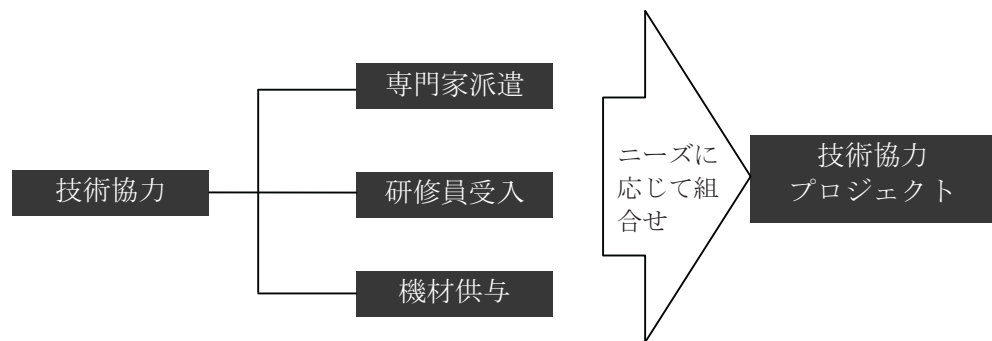
① 技術協力 (JICA法第13条1項1号)

技術協力は、農業や社会基盤の整備、感染症対策に対する支援、市場経済化や法整備に対する支援、平和構築・復興支援等、それぞれの開発途上国のニーズに応じて、専門家派遣、機材供与、開発途上国人材の日本での研修等を行うことにより、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援するものです。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者と共に、実情に即した技術・制度の開発や普及を実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な知識・技術に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家が効果的な協力を実施するに当り必要な機材を供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：プロジェクト目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。又、開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定等を支援。その過程において、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析方法や計画の策定手法等の技術移転を実施。

協力分野は、保健・医療等の基礎生活分野から産業化に必要な技術分野にまで多岐にわたり、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に人々に広く伝播することにより、国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人と人との接触を通じて実現”され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条 1 項 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、「円借款」と呼ばれる政府直接借款と「海外投融資」です。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援しています。

また、開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際社会では、前述したような開発途上国の問題に対処するため、「ミレニアム開発目標（MDGs）」（※）を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。また、2003年8月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助（ODA）大綱」においても、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款は ODA 大綱を踏まえ、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 103 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査（F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上あるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与することが可能となるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。

- ・ セクターローン:複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。
- 2) ノン・プロジェクトタイプ
- ・ 商品借款:外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は通常、両政府間であらかじめ合意される商品(工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械等)の輸入のために使われます。
 - ・ 開発政策借款:政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、または貧困削減戦略実施等を支援するものであり、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの(バックワード・ルッキング型という)が、近年主体となっています。加えて達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議され、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、世界銀行等国際開発金融機関との協調融資の形をとることが多くあります。
 - ・ セクター・プログラム・ローン:商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するため、輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金(見返り資金)をあらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けるものです。

また、日本政府および JICA は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するための手段として、JICA の海外投融资機能の再開に係る議論を進めてきましたが、新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)を受けた新成長戦略実現 2011(平成 23 年 1 月 25 日閣議決定)において、パイロットアプローチ(=具体的案件の実施を通じて【1】新実施体制の検証・改善と【2】案件選択ルール の詰めを実施)の下での平成 22 年度内の再開が決定されました。こうした経緯のもと、本年 3 月 30 日に JICA の中期目標の改訂など再開に必要な手続きを完了、パイロットアプローチ対象案件を検討しているところです。

- (※)「ミレニアム開発目標(MDGs)」:2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と 1990 年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等 8 分野について 2015 年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表

(気候変動対策円借款以外・平成23年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得国	一人当たりGPI (平成21年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち別償期間 (年)	譲渡条件		
L D C	うち貧困国	無利子返済			0.01	40	10	アンタイド	
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド		
			オプション1	0.65	25	7			
			オプション2	0.60	20	6			
		優先条件	基準	0.55	40	10	アンタイド		
			オプション1	0.45	30	10			
			オプション2	0.40	20	6			
		貧困国	US\$ 995以下	一般条件	基準	1.20	30	10	アンタイド
					オプション1	0.90	25	7	
					オプション2	0.75	20	6	
優先条件	基準			0.55	40	10	アンタイド		
	オプション1			0.45	30	10			
	オプション2			0.40	20	6			
STEP	基準			0.20	40	10	タイド		
	オプション			0.10	30	10			
低所得国	US\$ 996以上 US\$1,905以下			一般条件	基準	1.40	30	10	アンタイド
					オプション1	0.80	20	6	
					オプション2	0.70	15	5	
				優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド
		オプション1	0.55		30	10			
		オプション2	0.50		20	6			
		STEP	基準	0.20	40	10	タイド		
			オプション	0.10	30	10			
		中所得国	US\$1,906以上 US\$3,945以下	一般条件	基準	1.40	25	7	アンタイド
					オプション1	0.95	20	6	
					オプション2	0.80	15	5	
				優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド
オプション1	0.55				30	10			
オプション2	0.50				20	6			
STEP	基準			0.20	40	10	タイド		
	オプション			0.10	30	10			
中進国	US\$3,946以上 US\$6,885以下			一般条件	基準	1.70	25	7	アンタイド
					オプション1	1.60	20	6	
					オプション2	1.50	15	5	
				優先条件	基準	1.20	25	7	アンタイド
		オプション1	1.00		20	6			
		オプション2	0.60		15	5			
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び別償期間並びに譲渡条件は本体部分と同様とする。							
プログラム借款オプション		協議融資の場合は譲渡性を確保しつつ、協議融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IWFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IWFの譲渡性基準を満たすよう供与条件を変更する。							

- ・STEP(未邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
- ・オプション金利は、CL種が基準金利のCL種を上回らない金利とする。
- ・EPSAソプリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される。(※LDCかつ貧困国については、無利子返済が適用される。)
- ・EPSAソプリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年(10年)が適用される。
- ・所得税控に替わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年(10年)が適用される。
- ・緊急財政支援円借款の供与条件は、実効金利(円LIBOR(6ヶ月))、15年(3年)が適用される。

気候変動対策円借款供与条件表

(平成23年4月1日以後に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成21年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち償還期間 (年)	償還条件	
L D C	うち貧困国	無条件返済			0.01	40	10	アンタイド
		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.15	30	10	アンタイド	
			オプション2	0.10	20	6	アンタイド	
貧困国	GNI 995以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.20	30	10	アンタイド	
			オプション2	0.15	20	6	アンタイド	
			オプション3	0.10	15	5	アンタイド	
		STEP	基準	0.10	40	10	ク ラ イ ド	
低所得国	GNI 995以上 GNI 1,005以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド	
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド	
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド	
		STEP	基準	0.10	40	10	ク ラ イ ド	
中所得国	GNI 1,005以上 GNI 1,945以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド	
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド	
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド	
		STEP	基準	0.10	40	10	ク ラ イ ド	
中進国	GNI 1,945以上 GNI 2,885以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.50	30	10	アンタイド	
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド	
			オプション3	0.30	15	5	アンタイド	
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び償還期間並びに償還条件は本体部分と同様とする。						

③ 無償資金協力（JICA 法第 13 条 1 項 3 号）

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

当機構が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、ノン・プロジェクト無償（紛争予防・平和構築無償（※））、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困削減戦略支援無償、環境・気候変動対策無償（※）、水産無償、一般文化無償、貧困農民支援です。

無償資金協力のうち当機構が実施主体となっている業務は、平成 23 年度の当初予算では約 66.5%を占めています。

（※）外務省が自ら実施するものと当機構が主体となり実施するものがある。

④ ボランティア派遣（JICA 法第 13 条 1 項 4 号の一部）

ボランティア事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、（1）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（2）友好親善・相互理解の深化、（3）ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は 45 年という長い歴史を持ち、これまでに約 3 万 5000 人の方々が参加しています。

（i）青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにすることによる協力活動を行います。協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の 8 分野、約 100 種と多岐にわたります。

（ii）シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

（iii）日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第 13 条 1 項 6 号及び 2 項)

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が弱いことであるため、災害が発生した際に十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

昭和 54 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、昭和 62 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法) が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、JICA が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、JICA は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに平成 4 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法) との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、JICA 職員等から構成され、政府の派遣決定から 24 時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

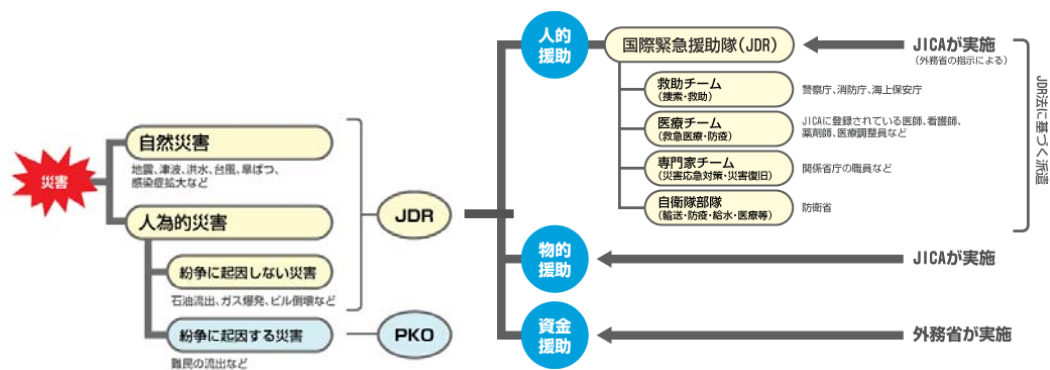
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

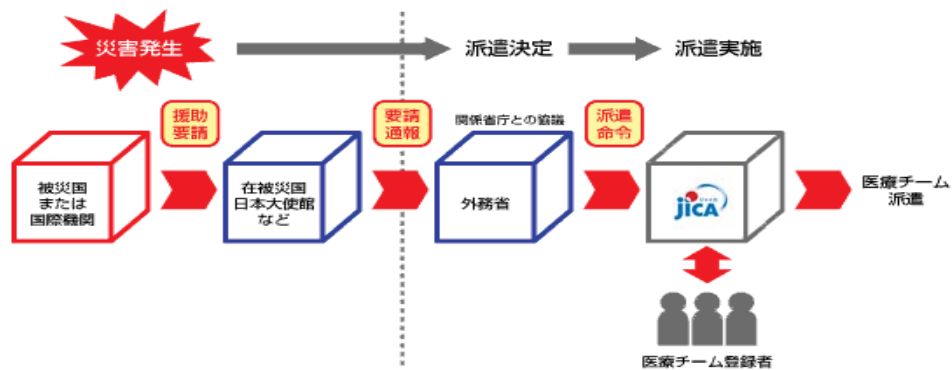
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動(医療・防疫、給水)や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条 1 項 8 号）

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

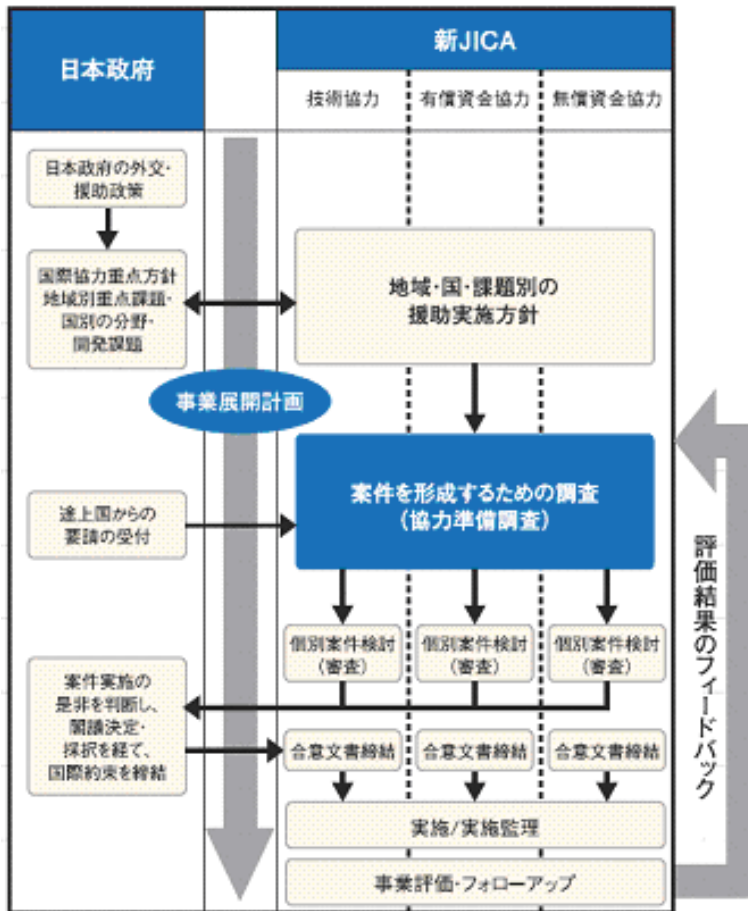
JICA 研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

(2) 業務フロー

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の業務の流れ



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 567 ページから 641 ページに添付しています。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。(経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の0.1/1000を計上。 ・また、HIPC対象国のうち平成15年3月末時点でDP未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の30/1000を計上。うち出資金については、出資金法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、業務活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異（海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末）

（単位：億円）

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	-
うち利益剰余金（注 1）	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

（注 1）法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力を代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円（海外経済協力勘定分）の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当（特定海外債権引当勘定）を行いました。

④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金(JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当)繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	-	-	-

(注1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注2) 平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで)の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 100 号)附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

JICA 有償資金協力勘定における準備金繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利益金	(注1)92,982	188,666	162,972
(準備金積立額)	92,982	188,666	162,972
(国庫納付額)	-	-	-

(注 1) 有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組み立てられており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政投融资

財政融資資金借入金

平成 23 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還）	借入平均期間に応じた 国債流通利回りベース	有償資金 協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、 借入上限 2,190 億円）		

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんでしたが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 1,600 億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	平成 20 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	平成 21 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	平成 21 年 12 月 16 日	200 億円
第 4 回国際協力機構債券	平成 22 年 6 月 18 日	200 億円
第 5 回国際協力機構債券	平成 22 年 9 月 15 日	200 億円
第 6 回国際協力機構債券	平成 22 年 12 月 15 日	200 億円
第 7 回国際協力機構債券	平成 23 年 6 月 16 日	200 億円

(iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 22 年度までの毎年度に追加出資受入実績があり、平成 23 年度においても予算が措置されております。

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 14 ページご参照）。資金調達と投融资との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、昭和 59 年度から平成 10 年度まで毎年交付実績があります。また、平成 15 年度以降平成 21 年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定含む）の過年度の実績及び平成 23 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 予算（補正後）
財政投融资	1,016	1,098	1,298	1,922	4,380
うち財政融資資金借入金	1,016	1,098	1,298	1,922	4,380
うち政府保証債	—	—	—	—	—
政府一般会計からの出資金	1,591	1,495	1,273	1,044	419
回収金等によるその他自己資金等	4,232	4,552	4,880	3,811	4,701
合 計	6,839	7,145	7,451	6,777	9,500

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 119～127 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、海外投融資再開については、平成 22 年 6 月 18 日の「新成長戦略」にて「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」と閣議決定されました。また、「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）において、「JICA の海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、年度内に再開を実現」することとされました。平成 23 年度から具体的な案件の実施を通じて、現在想定している新実施体制が十分に機能するか検証して必要に応じ改善策を講じるとともに、あわせて案件選択ルールの詳細を検討していく「パイロットアプローチ」を開始しています。具体的には、平成 23 年 8 月より「ベトナムにおける産業人材の育成」、「パキスタンにおける貧困層向けのマイクロファイナンス事業」を対象とした出融資につき審査を開始予定、また、ベトナム・ハノイ市における上水道整備事業については、現在実施中の調査において妥当性が確認された後、審査を開始する予定です。

(2) 【参考】出資先については、以下の通りです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
ミナスジェライス製鉄合弁事業	日本ウジミナス(株)	ミナス・ジェライス州における製鉄事業(年産約480万 ^ト)	昭和42年4月	30,091百万円	10.0	ブラジル
ブラジル紙パルプ資源開発合弁事業	日伯紙パルプ資源開発(株)	ブラジルのミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造(年産約120万 ^ト)。	昭和49年10月	61,788百万円	16.3	ブラジル
アサハン水力発電アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約22万5千 ^ト)	昭和50年12月	99,985百万円	50.0	インドネシア
シンガポールエチレン等製造合弁事業	日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約100万 ^ト 等)	昭和52年8月	23,877百万円	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約440万 ^ト)及びアルミ製錬(年産約45万 ^ト)	昭和53年8月	57,350百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約470万 ^ト)	昭和59年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約75万 ^ト 、エチレングリコール年産約135万 ^ト)	昭和56年6月	56,800百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約60万 ^ト)及びアンモニア(年産約50万 ^ト)の製造	平成2年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	平成5年9月	24,865千ドル	28.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万 ^ト のパルプを生産する	平成7年4月	13,351百万円	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADBなどと合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	平成8年4月	242,000千ルピー	22.7	インド
炭素基金事業(世銀/炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	12,609千ドル(1) 3,080千ユーロ(1)	5.6	—
タイ中小・中堅企業再建・育成ファンド事業	タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	平成13年7月	3,322千ドル	25.0	タイ
国際連合大学私費留学生育英資金貸与事業	国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	平成15年8月	151百万円(1)	100.0	日本

¹ 世銀/炭素基金及び国際連合大学信託基金に関しては、直近の決算期におけるファンド全体の抛入金累計を記載。なお、当機構の出資状況はp.104を参照。

5. 職員の状況

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
常勤職員数（定員ベース）	1,664 名	1,664 名

第2 事業の状況

1. 平成22年度の事業概要

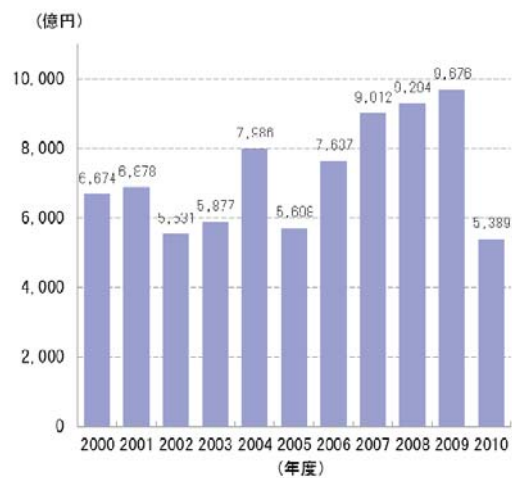
① 総括

平成22年度の当機構事業実績として、円借款については、借款契約(Loan Agreement, L/A)調印ベースで計36件、合計5,389億円の新規案件が承諾され、前年度比金額ベースで44.3%の減少となりました。

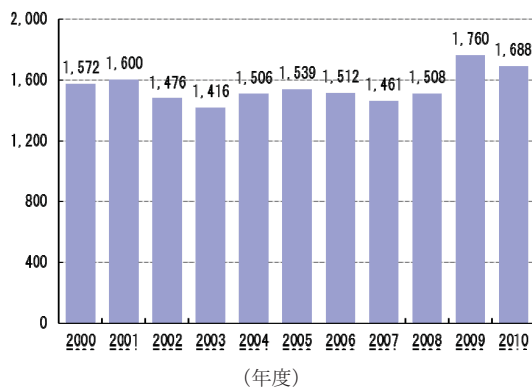
技術協力の経費実績は1,688億円で、前年度比4.1%の減少となっています。

また、無償資金協力については、贈与契約(Grant Agreement, G/A)締結ベースで計163件、合計1,024億円の新規案件が承諾されました。

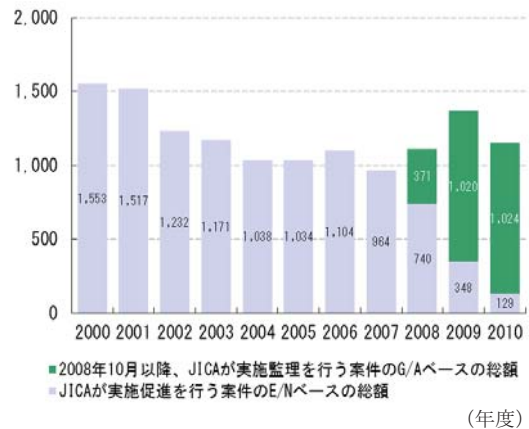
有償資金協力承諾額の推移 (単位：億円)



技術協力経費実績の推移 (単位：億円)



無償資金協力事業規模の推移 (単位：億円)

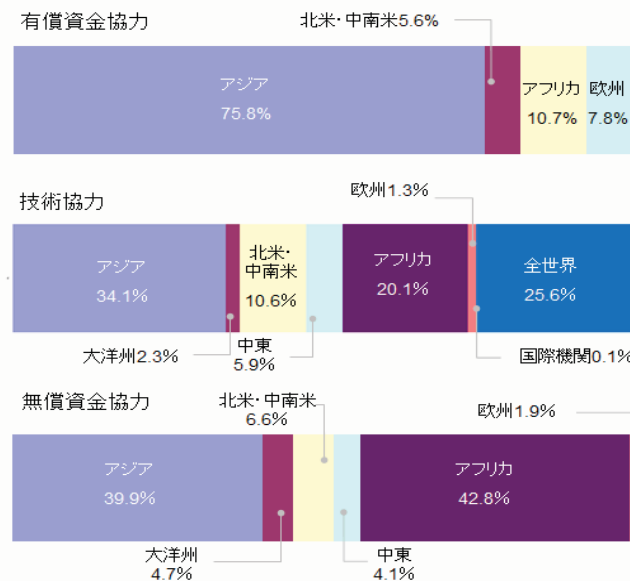


② 地域別の実績構成比

平成 22 年度に当機構が新規借款契約を調印した円借款について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が 75.8%、アフリカ地域が 10.7%、欧州地域が 7.8%の順で割合が大きくなっています。

また、平成 22 年度に実施した技術協力及び、新規贈与契約を締結した無償資金協力の地域別実績は下表の通りです。技術協力ではアジアが 34.1%、そして、無償資金協力ではアフリカが 42.8%と、最も高い割合を占めていることがわかります。

平成 22 年度の地域別実績構成比



※円借款：新規借款契約調印ベース。

技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。

無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,024 億円（規贈与契約締結ベース。但し、複数の会計年度に及ぶ案件については、該当する会計年度（2010 年度）における供与限度額を計上する形としている。）の内訳。

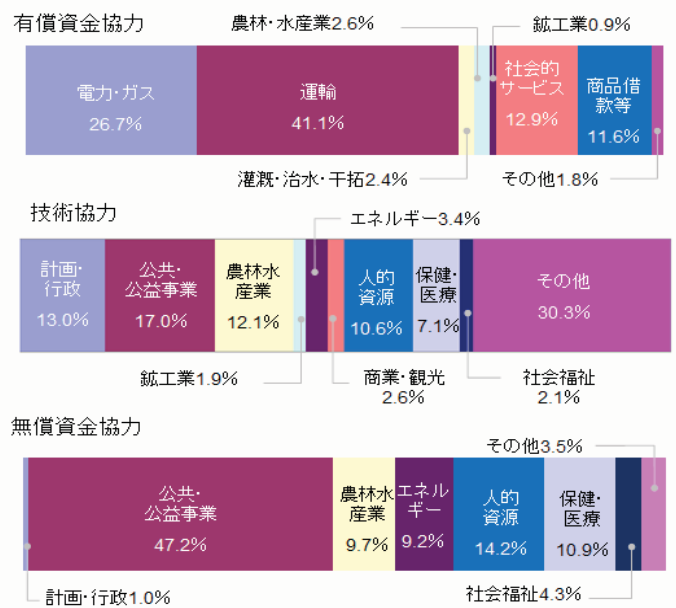
③ 分野別の実績構成比

平成 22 年度に当機構が実施した円借款について、その実績を分野別に見ると、鉄道・道路など運輸分野への協力案件が多く、次いで電力・ガス分野にかかる協力の割合が高くなっています。

技術協力については、公共・公益事業、計画・行政、農林水産業、人的資源、保健・医療の順になっています。

無償資金協力については、上下水道、運輸・交通一般、道路、水資源開発といった公共・公益事業、次いで人的資源、保健・医療への協力の割合が高くなっています。

平成 22 年度の分野別実績構成比



※円借款：新規借款契約調印ベース。

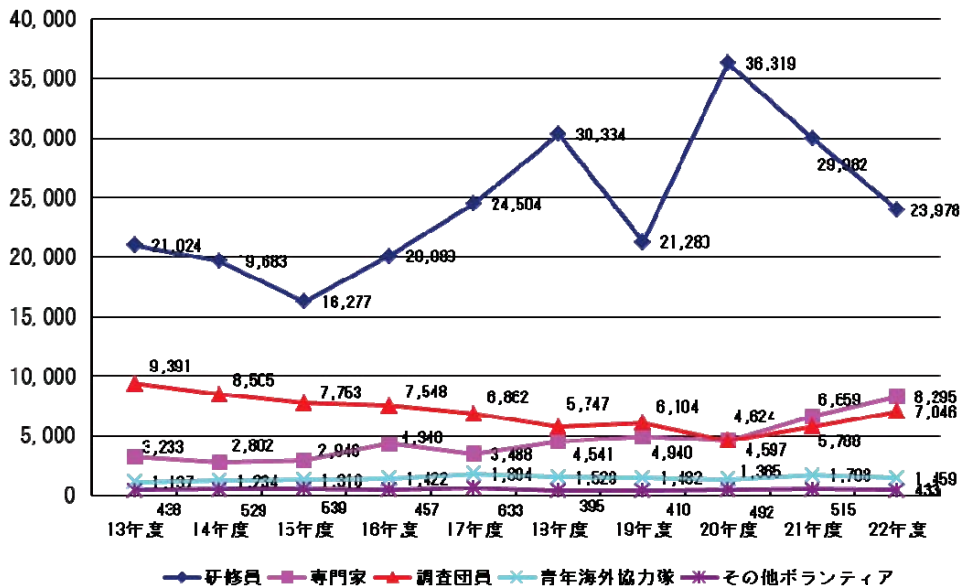
技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。

無償資金協力：JICAが実施監理を行う案件1,024億円（新規贈与契約締結ベース。但し、複数の会計年度に及ぶ案件については、該当する会計年度（2010年度）における供与限度額を計上する形としている。）の内訳。

④ 形態別の人数実績と推移

平成 22 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 2 万 3,978 人、専門家派遣（新規）が 8,295 人、調査団派遣（新規）が 7,046 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1,459 人、その他ボランティア派遣（新規）が 433 人でした。

形態別の人数実績の推移(単位：人)



2. 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■ 4つの使命

使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱(ぜいじゃく)なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人々が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方で、当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせ合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせて適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施（Speed-up）」「援助効果の拡大（Scale-up）」「援助の普及・展開（Spread-out）」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

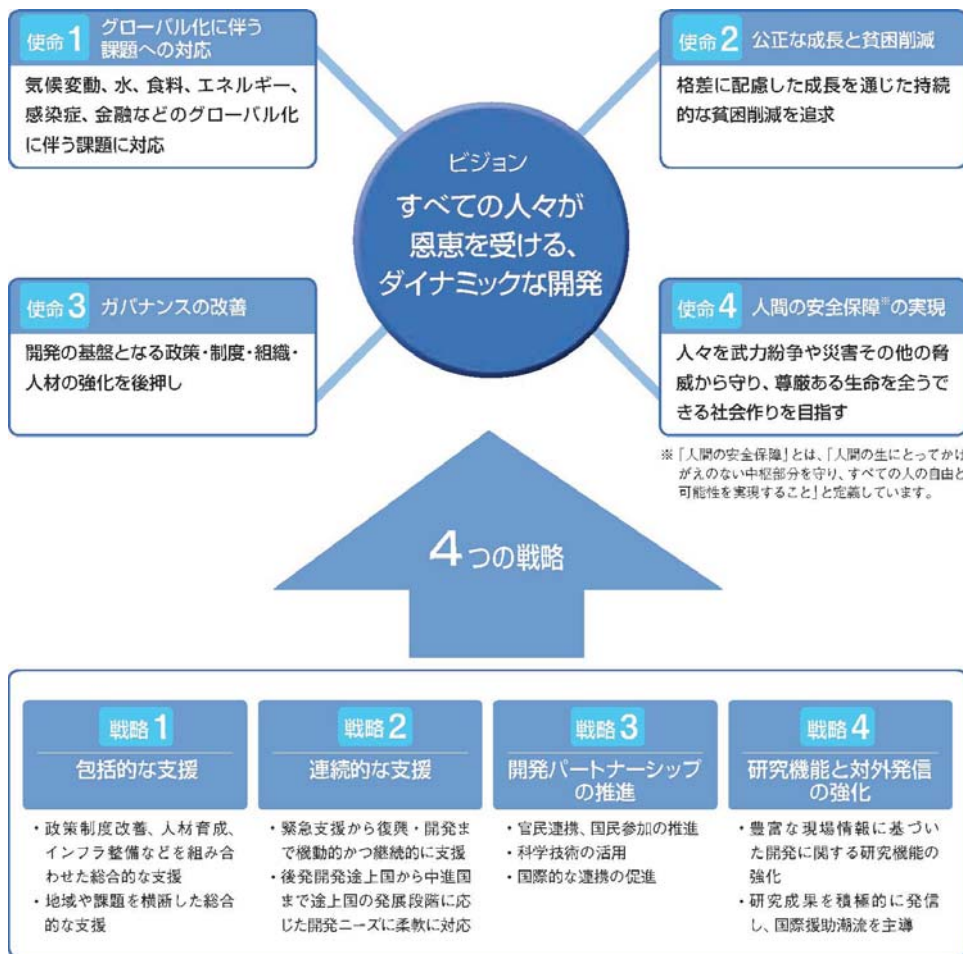
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約（2008 年 4 月以降）

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2008 年 5 月	【第 4 回アフリカ開発会議(TICAD IV)】 アフリカ向け ODA を 5 年で倍増させ(ネット)、円借款を 5 年間累計で 40 億ドルをコミット	40 億ドル (円借款のみ)	2008～2012
2009 年 4 月	【G20 ロンドン・サミット】 アジア諸国の金融危機対策として、ODA 最大 2 兆円(200 億ドル)の供与を約束(緊急財政支援円借款 3,000 億円(約 30 億ドル)等を含む)	最大 2 兆円規模	2009～2011
2009 年 4 月	【パキスタン支援(パキスタン支援国会合(東京))】 パキスタンの IMF プログラムの着実な実施を前提に今後 2 年間で最大 10 億ドルの支援	10 億ドル	2009～2011
2009 年 7 月	【G8 ラクイラ・サミット】 27 カ国及び国際機関で、3年間で 220億ドルの資金動員のコミットに同意。その中で我が国は、2010-2012 年の 3 年間で、インフラを含む農業関連分野において少なくとも 30 億ドルの支援を行う用意があることを表明。	少なくとも 30 億ドル	2010～2012
2009 年 11 月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援(アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援)	最大約 50 億ドル	2009～2014
2009 年 11 月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国(カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス)全体に対して今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円	2009～2012
2009 年 12 月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円(概ね 150 億ドル)、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円(概ね 110 億ドル)の支援を実施していくことを決定(途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」)	ODA 含め 1 兆 3,000 億円	2009～2012
2010 年 9 月	【ミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合】 菅総理大臣より、保健分野・教育分野の MDGs の達成に貢献すべく、保健分野では特に母子保健、三大感染症、新型インフルエンザを始めとする国際的脅威への対応、これらを三つの柱として集中的に支援し、教育分野では疎外された子どもや紛争国を含む世界中の子供たちが教育を受けられるよう支援していくことを表明。	85 億ドル (保健 50 億ドル 教育 35 億ドル)	2011～2015
2010 年 10 月	【生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)】 菅総理大臣より、生物多様性について、途上国が国家戦略を策定し、実践していく取組を支援するため「いのちの共生イニシアチブ」を立ち上げ、2010 年から 3 年間で 20 億ドルの支援を行うことを表明。	20 億ドル	2010～2013

また、平成 22 年 6 月 18 日には、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、アジア経済戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略等「7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」を含む「新成長戦略」が閣議決定されました。その中にはパッケージ型インフラ海外展開に関し、当機構有償資金協力業務のうち、民間企業向けの投融資業務である「海外投融資」の再開に係る言及も含まれています。

各戦略のうち、特にアジア経済戦略では、①環境分野や製品安全問題等に係る日本の規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する、②環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させ、具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む、③アジアにおけるこれら分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく、④インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組むことが謳われており、これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していくとされています。アジアを重要な支援対象とし、アジアを起点に広く世界で事業を実施している当機構が、新成長戦略の実現において果たすべき役割は大きいと認識しています。

また、平成 22 年 2 月より、岡田外務大臣の指示の下、外務省内に設けられたタスクフォースを中心に、政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討が行われ、明確な理念の打ち出し、重点分野の絞り込み、日本の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を結集した開発協力、戦略的・効果的な援助、国民の理解と支持の促進、開発資金の動員、ODA 大綱の改定を論点とする最終とりまとめが「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」として平成 22 年 6 月に公表されました。有償資金協力については、「6. 戦略的・効果的な援助の実施」において、「外貨建て借款の検討」「中進国向け円借款の対象分野の拡大」「パッケージ・インフラ支援への取組」「ODA 卒業移行国向け円借款の導入」「円借款プロセスの迅速化」を図るとされています。当機構については、「10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化」において「外務省（政策）と JICA（実施）の役割分担の徹底」、「事業構想力を強化」、「案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備」、「国民の理解と支持を得られる強靱で開かれた JICA への刷新」を図るとされています。現在、日本政府とも協力しつつ、これらの課題に対する取り組みを進めております。

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 7 月、政府の「経済財政改革の基本方針 2007」において、101 の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定されました。

当機構に関しては、同年 9 月から 11 月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされ、これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、同年 12 月 24 日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。同計画の決定を受け、当機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、平成 19 年 4 月 1 日から 5 年間（～平成 24 年 3 月 31 日）の第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告に含めることにしています。

なお、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」 「3. 関連事項 (1)」では、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。（中略）なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。」とされており、当機構は引き続き同計画で定められた事項を実行していくこととしています。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成 21 年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成 20 年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成 21 年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成 19 年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の 19 事務所について、平成 20 年 10 月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ポリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成 22 年 3 月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	効率化・自律化
<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p>	

	<p>○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成 23 年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成 23 年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日の統合に伴い、旧 JBIC 及び JICA が各々制定していたガイドラインを統合し、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）として公布しました。また、異議申立手続要綱についても同時に制定しました。新環境社会配慮ガイドラインは平成 22 年 7 月 1 日より施行され、同日以降に要請を受領した案件に適用されています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改善点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらの改善により、新 JICA の業務に対応した環境社会配慮の実施が可能となると共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成23年8月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先にかかる市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価および信用状態の常時把握等により管理し、必要に応じて担保を徴求しています。

なお、有償資金協力においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

平成22年5月21日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律が国会で可決成立し、同年11月27日から施行されました。また、同年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、下表のとおり、不要財産の国庫返納を含む措置について定められています。このため、当機構の財

産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められます。
 なお、当機構は、平成23年6月に、不要財産売却に伴う譲渡収入757百万円を国庫納付しています。

平成21年11月、平成22年4月～5月、平成22年11月の3回、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、また、平成22年6月、外務省の行政事業レビューが行われ、当機構の予算・事業も対象となりました。事業仕分け及び行政事業レビューでは、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました。

平成22年12月7日に閣議決定された上述「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（事業仕分け及び事業レビューの議論を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめたもの）において、各法人は「本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要」とされており、当機構では日本政府とも協議しつつ、本基本方針に沿った事務・事業の見直しを行っています（当機構の講ずべき措置については下表のとおり）。

また、同閣議決定では、「改革の第二段として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする」とされており、当機構も、独立行政法人という制度の変更も含めて、何らかの措置が取られる可能性があります。

また、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の復旧・復興費用に係る第一次補正予算にて、有償資金協力勘定への一般会計出資額が225億円、一般勘定への運営費交付金が24億円削減となりましたが、有償資金協力勘定に対する出資金の削減によって、今年度の有償資金協力業務の事業規模が減額されることはなく、また、今次削減が有償資金協力勘定の中長期的な財務健全性に大きな悪影響を及ぼすことは想定されません。同年7月25日に成立した第二次補正予算では、有償資金勘定を含むODA予算への影響はありません。ただし、今後追加的な補正予算等で当機構の予算が影響を受ける可能性があります。

独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を削減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・ 国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・ 修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・ 短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・ 個別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
04 有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05 無償資金協力			
06 国民等の協力活動の促進及び助長 (青年海外協力隊及びシニアボランティア)	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・ 資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な案件の募集を行わない。 ・ 経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・ 経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に削減する。 ・ 募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・ 説明会については、回数を削減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直し。 ・ 二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。
	国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07 国民等の協力活動の促進及び助長 (草の根技術協力)	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NPO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08 海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の修整	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を導く。
	先進地農業研修等の営業普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営業普及事業を廃止する。
	日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。

09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。
11	調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。
	調査・研究 (研究)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用推進 援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。 援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の削減に努め、関係協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
13-17	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。
		勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
		広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。
		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
		施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18-21	事務所等の見直し	ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。
21	国際センター	国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと等広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。
		契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を歴任した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職階等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一着応札（応募）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。
22-27	取引関係の見直し	関連法人等の利益剰余金のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一着応札や企画競争における一着応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する。あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
		一般競争入札への移行	23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。
			23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費削減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。
			24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。
		23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）	
28-29	人件費の見直し	ラスパイレース指数の低減	22年度から実施	ラスパイレース指数が高いことから、これを確実に引き下げたため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。
		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有職者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。
31-32	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の削減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所等の管理運営に要する経費を可能な限り削減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費削減を図る。
		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に
おいて発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会
社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力
銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 23 年 3 月 31 日時点)

なお、平成 23 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債
務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています(株式
会社日本政策金融公庫国際協力銀行が同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となるのは
平成 24 年 4 月 1 日の予定)。

財投機関債	950,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	2,400,000,000.00 ドル
(グローバルドル債)	3,500,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	1,250,000,000.00 ユーロ

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 平成 22 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

平成 23 年 3 月期の当期総利益は、1,630 億円（前年同期比 257 億円減）となりました。平成 23 年 3 月末の資産合計は 11 兆 1,938 億円（前年度末比 608 億円増）、負債合計は 2 兆 6,247 億円（同 2,110 億円減）、純資産合計は 8 兆 5,691 億円（同 2,717 億円増）となりました。平成 22 年度 3 月期と比較した当期総利益減少は、主として貸付金利息、政府交付金収入、その他収益（関係会社株式評価等益）の減少、及び（固定資産（竹橋合同ビル）に関する）減損損失の計上によるものです。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益		
貸付金利息	2,145	2,064
貸倒引当金戻入	164	354
政府交付金収入	70	-
その他	288	103
経常収益合計	2,667	2,520
経常費用		
借入金利息	469	428
債券利息	14	25
貸倒引当金繰入	-	2
その他	296	365
経常費用合計	779	821
臨時損益	△1	△69
当期総利益	1,887	1,630

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
貸付金	110,543	110,511
貸倒引当金	△1,314	△961
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	246	251
貸倒引当金	△246	△248
投資有価証券・関係会社株式	1,187	1,180
その他資産	914	1,204
資産合計	111,330	111,938
財政融資資金借入金	27,302	24,598
債券	800	1,400
その他負債	255	249
負債合計	28,357	26,247
政府出資金	75,182	76,226
準備金	5,906	7,793
当期末処分利益	1,887	1,630
その他純資産	△1	43
純資産合計	82,973	85,691

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注1）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注2）

単位：百万円		
	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	24, 557	25, 089
3 ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	604, 185	593, 826
合計 (1)	628, 743	618, 915
貸付金残高合計 (2)	11, 078, 869	11, 076, 228
(1) / (2)	5. 68%	5. 59%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第 4 条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注 2）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	24,557 (0.22)	25,089 (0.23)
	要管理債権	604,185 (5.43)	593,826 (5.34)
	小計	628,743 (5.65)	618,915 (5.56)
	正常債権	10,502,813 (94.35)	10,505,638 (94.44)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	24,557	24,803
	要管理債権	79,705	71,911
	小計	104,262	96,714
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	51,710	24,143
	特定海外債権引当金	-	-
	合計	155,972	120,857
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	24,557 (100.00)	24,803 (98.86)
	要管理債権	79,705 (13.19)	71,911 (12.11)
	小計	104,262 (16.58)	96,714 (15.63)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注2) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成23年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,130,262百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、593,826百万円（うち繰り延べ対象元本残高は517,230百万円）となっています。

4-2. 平成 21 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

平成 22 年 3 月期の当期総利益は、1,887 億円となりました。平成 22 年 3 月末の資産合計は 11 兆 1,330 億円（前年度末比 958 億円増）、負債合計は 2 兆 8,357 億円（同 2,202 億円減）、純資産合計は 8 兆 2,973 億円（同 3,160 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度 (注)	平成 21 年度
経常収益		
貸付金利息	1,101	2,145
貸倒引当金戻入	29	164
政府交付金収入	68	70
その他	104	288
経常収益合計	1,301	2,667
経常費用		
借入金利息	259	469
債券利息	2	14
貸倒引当金繰入	5	-
その他	106	296
経常費用合計	372	779
臨時損益	0	△1
当期総利益	930	1,887

（注）：有償資金協力勘定の平成 20 年度の会計期間は、新 JICA 発足後の平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間となっております。

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度末	平成 21 年度末
貸付金	109,227	110,543
貸倒引当金	△1,385	△1,314
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	533	246
貸倒引当金	△339	△246
投資有価証券・関係会社株式	1,346	1,187
その他資産	989	914
資産合計	110,372	111,330
財政融資資金借入金	30,034	27,302
債券	300	800
その他負債	225	255
負債合計	30,559	28,357
政府出資金	73,909	75,182
準備金	4,976	5,906
当期末処分利益	930	1,887
その他純資産	△1	△1
純資産合計	79,813	82,973

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

単位：百万円		
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	53,325	24,557
3 ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	582,764	604,185
合計 (1)	636,089	628,743
貸付金残高合計 (2)	10,976,040	11,078,869
(1) / (2)	5.80%	5.68%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第 4 条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3 ヶ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 ヶ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注 3）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	53,325 (0.48)	24,557 (0.22)
	要管理債権	582,764 (5.28)	604,185 (5.43)
	小計	636,089 (5.77)	628,743 (5.65)
	正常債権	10,394,568 (94.23)	10,502,813 (94.35)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872	24,557
	要管理債権	83,141	79,705
	小計	117,013	104,262
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	55,311	51,710
	特定海外債権引当金	-	-
	合計	172,324	155,972
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872 (63.52)	24,557 (100.00)
	要管理債権	83,141 (14.27)	79,705 (13.19)
	小計	117,013 (18.40)	104,262 (16.58)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日ごとの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年度末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は48,322百万円となっております（平成21年度末時点における同残高はなし）。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、(1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、(2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、(3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成22年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,162,730百万円となっております。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、604,185百万円（うち繰り延べ対象元本残高は522,754百万円）となっております。

4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

(1) 概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。

平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
収 益	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47
	受取配当金	53	97	43	△10
	一般会計より受入	100	100	68	△33
	預け金利息	2	1	1	△0
	受入雑利息	0	0	0	△0
	受入手数料	2	4	2	△0
	外国為替益	0	-	-	△0
	出資金処分益	143	-	-	△143
	その他	2	0	3	1
	計	1,473	1,352	1,240	△233
損 失	借入金利息	327	356	289	△38
	事務費	48	53	60	12
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0
	支払手数料	10	32	17	7
	外国為替損	0	1	0	0
	貸付金償却	100	77	771	670
	その他	0	0	1	1
	計	488	520	1,139	652
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890

- ※1 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,634
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 291
- ※2 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 289
- ※3 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 292

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②－①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融资	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②－①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計 (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産 (注 1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。
財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増△減 ②－①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①／② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

（注） パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度民間財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成 20 年 9 月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成 20 年 12 月 26 日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成 20 年 9 月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成 19 年 9 月期	平成 20 年 9 月期
業務粗利益	890	862
資金運用利益	895	876
役務取引等収益	△5	△13
その他業務利益	0	0
営業経費	△46	57
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	844	805
一般貸倒引当金繰入額	-	△319
臨時損益	141	△0
株式関係損益	140	-
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	0	△0
経常利益	985	487
特別損益	184	67
交付金収入	100	68
貸倒引当金戻入益	84	-
その他の特別損益	0	△1
当期純利益	1,169	553

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成20年3月期	平成20年9月期
資産の部合計	110,478	109,764
現金預け金	19	41
有価証券	1,037	1,036
貸出金	109,628	109,211
その他資産	589	585
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△876	△1,195
負債の部合計	33,277	31,348
債券	-	-
借入金	33,067	31,143
その他負債	141	136
支払承諾	-	-
純資産の部合計	77,201	78,416
資本金	73,906	74,568
利益剰余金	3,295	3,849
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3 カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①/② (%)	2.40%	1.94%	6.80%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（注3）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保 全 率 %)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予することの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっております。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円（うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円）となっております。

4-5. 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、財投対象事業の遂行のために ①将来、国から支出されると見込まれる補助金等から、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等を差し引いて割引現在価値を求め、これに③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を加えて、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

(2) 当機構の平成 23 年度政策コスト分析結果（平成 23 年 7 月 27 日公表）

政策コスト	分析期間
4,961 億円	40 年間

上記の数字は、平成 21 年末時点の出融資残高 11 兆 1,976 億円に加え、平成 22・23 年度の出融資計画（1 兆 8,410 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 40 年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成22年度は合計で1,087百万円の設備等支出を行いました。また、平成22年度中に処分した設備等の平成21年度末帳簿価額合計は3,191百万円となっております。

2. 主要な設備の状況（平成22年度末）

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎宅等	東京都他	332,107.04 m ²	26,137	35,868	2,358	0	64,363

3. 設備の新設、除却等の計画

平成23年度において、当機構の主要な設備等への支出・除却計画はありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
平成 21 年度末	127,300	7,601,489	
平成 22 年度末	104,400	7,705,889	

(注) 当機構は、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受け入れております。

上記の表において、平成 17 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

2. 役員の状況（平成23年8月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日 (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長
副理事長	大島 賢三	平成19年10月1日	昭和42年 外務省入省 平成9年 経済協力局長 平成15年 特命全権大使 オーストラリア国駐節 平成16年 特命全権大使 国際連合日本政府代表部 常駐代表 平成19年 独立行政法人国際協力機構副理事長
理事	橋本 栄治	平成19年10月1日 (再任)	昭和49年 海外技術協力事業団入団 平成11年 国際協力事業団ケニア事務所長 平成13年 国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成19年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	新井 泉	平成20年10月1日 (再任)	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	高島 泉	平成21年8月1日	昭和54年 農林水産省入省 平成15年 生産局総務課長 平成17年 中国四国農政局次長 平成19年 独立行政法人水産総合研究センター一理事 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	佐々木 弘世	平成22年1月1日	昭和51年 国際協力事業団入団 平成13年 国際協力事業団人事部人事課長 平成16年 独立行政法人国際協力機構経済開発部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	粗 信仁	平成22年2月25日	昭和50年 林野庁入庁 平成13年 外務省大臣官房参事官 平成15年 独立行政法人国際協力機構総務部長 平成19年 在シドニー日本国総領事館総領事 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	小寺 清	平成22年4月1日	昭和49年 大蔵省入省 平成16年 財務省国際局次長 平成17年 財務省副財務官 平成18年 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会 事務局長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事

理事	市川 雅一	平成23年8月1日	昭和58年 平成21年 平成22年 平成23年 平成23年	通商産業省入省 内閣官房地域活性化統合事務局次長 大臣官房審議官（戦略輸出担当） 大臣官房審議官（製造産業局担当） 独立行政法人国際協力機構理事
監事	金丸 守正	平成19年10月1日 (再任)	昭和48年 平成15年 平成16年 平成17年 平成19年	海外技術協力事業団入団 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研 修所長 独立行政法人国際協力機構アジア第一部長 独立行政法人国際協力機構人事部長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	松尾 庄一	平成21年8月25日	昭和51年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年	警察庁採用 警察庁長官官房政策評価審議官 愛知県警察本部長 近畿管区警察局長 独立行政法人国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣（13 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（13 ページ）をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けています。これに先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については 13 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、独法評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

(3) 内部管理等の体制

（理事会の運営）

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

（監事監査）

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。

（内部監査について）

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

（コンプライアンス態勢について）

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

（役員報酬について）

当機構が平成 22 年度において役員に支払った報酬額は総額で 219,258 千円です。

(4) リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力におけるリスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書44～48ページをご参照ください。

第5 経理の状況

当機構は平成20年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継した為、下記「1-2. 平成20事業年度財務諸表」には、これら承継した業務の平成20年10月1日以降に関する計数が含まれております。参考迄に、旧JBICの財務諸表（下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」及び下記「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」も併せて記載します。

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

（注）当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。

1-1.平成22事業年度財務諸表
〔独立監査人の監査報告書〕

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

菅田 裕之 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、法人単位事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、法人単位事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この法人単位財務諸表、法人単位事業報告書（以下「法人単位財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、法人単位財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に法人単位財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての法人単位財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法人単位財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成23年6月24日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方 貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

菅田 啓之 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の一般勘定に係る勘定別財務諸表、すなわち、一般勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び一般勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、勘定別事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、一般勘定に係る勘定別事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この一般勘定に係る勘定別財務諸表、一般勘定に係る勘定別事業報告書及び一般勘定に係る勘定別決算報告書(以下「一般勘定に係る勘定別財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、一般勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に一般勘定に係る勘定別財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての一般勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 一般勘定に係る勘定別財務諸表(勘定別利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 一般勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 一般勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

菅田 裕之 

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び勘定別決算報告書について監査を行った。なお、業務報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、業務報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類及び勘定別附属明細書並びに業務報告書及び勘定別決算報告書（以下「有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 有償資金協力勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 業務報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

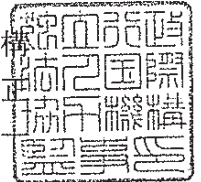
以 上



JICA(OP)第6-24001号
平成23年6月24日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構
監事 金丸 守正
監事 松尾 庄



平成22事業年度国際協力機構決算（法人単位）に関する監事意見書

国際協力機構の平成22事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の決算（法人単位）について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、国際協力機構会計規程第36条第3項の規定により作成された財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意 見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上